

基準 10 の 2 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

長屋の一部が、令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途に供されることにより、法第 17 条の適用を受けることとなる際に、当該長屋が次のいずれにも該当する場合は、住宅の用途にのみ供されている住戸（以下「専用住宅」という。）について、令第 32 条の規定を適用し、消防用設備等を設置しないことができるものとする。

- 1 専用住戸とその他の用途に供されている部分とが、準耐火構造又は次のいずれかに該当する性能を有する壁若しくは床で区画されていること。
 - (1) 既存壁に片面 12 mm 以上の石膏ボードを 2 枚以上張ったもの
 - (2) 既存壁（防火構造に限る。）に 12 mm 以上の石膏ボードを張ったもの
- 2 前項の区画が、建基令第 112 条第 19 項及び第 20 項の規定に適合していること。